

令和5年5月11日

保護者の皆様  
生徒の皆さん

広島県尾道南高等学校長

### 学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上5類に変更となり、「学校における新型コロナウイルス対策の衛生管理マニュアル」の改定についての通知が尾道市教育委員会からありました。

については、安全な学校教育活動を確保するため、移行後の新型コロナウイルス感染症対策を次のとおり実施します。

皆様の御理解・御協力を賜りますとともに、御心配な点等がございましたら、学校まで御相談ください。

#### 1 基本的な感染症対策

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養する。（風邪や体調不良など感染症によるものでない場合は欠席となります。）
- (2) 登校時の生徒の健康状態の把握は継続して行います。
- (3) 教室等の窓を開けて換気を行います。

#### 2 感染流行時等に一時的に行う感染症対策

- (1) マスクの着用を促します。
- (2) 活動場面に応じて、近距離、対面及び大声での発生や会話を控える等の対策を講じます。

#### 3 授業

医療機関を受診し、感染が判明した生徒に対しては、出席停止となります。

#### 4 出席停止（特別欠席）期間

生徒自身が感染した場合、出席停止の期間は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。発症後10日間はマスク着用を求めます。（症状軽快とは解熱剤なしに解熱し、呼吸器官が落ち着くことです。）出席の際、陰性証明書の提出は不要です。

#### 5 濃厚接触者の取扱い

濃厚接触者の取扱いがなくなるため、陽性者との接触等で直ちに出席停止（特別欠席）となりません。